

安来市行政組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

安来市長 田中武夫

安来市規則第17号

安来市行政組織に関する規則の一部を改正する規則

安来市行政組織に関する規則（平成16年安来市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務部の部総務課の項中「給付金」を削り、同部人事課の項中「福利厚生」を削り、同表市民生活部の部地域振興課の項中「地域振興」を「地域振興 市民活動」に、「高校総体推進」を「国スポ・全スポ準備」に改め、同表健康福祉部の部福祉課の項中「福祉総務 生活福祉 総合支援」を「福祉総務 障がい者福祉 総合支援 生活福祉」に改め、同表建設部の部都市政策課の項中「国県事業推進」を「国県事業推進 用地」に改め、同部用地開発課の項を削る。

第5条政策の項第8号中「国際化」を「多文化共生・国際交流」に改める。

第6条産業振興の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項第8号中「市営」を「市営荒島」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条総務行政の項中第7号から第10号までを削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、第13号を削り、第14号を第9号とし、第15号から第28号までを5号ずつ繰り上げる。

第8条統計情報の項に次の6号を加える。

- (4) 給付金に関する事。
- (5) 行政区画及び住居表示に関する事。
- (6) 慣行に関する事。
- (7) 公有水面埋立許可に関する事。
- (8) 儀礼及び渉外に関する事。
- (9) 市誌の販売に関する事。

第8条給付金の項を削る。

第10条人事の項に次の2号を加える。

- (12) 公務災害補償に関する事。
- (13) 職員及び退職者の厚生福利に関する事。

第10条福利厚生を削る。

第15条中市民税の項第1号中「県民税」を「県民税、森林環境税」に改め、同条固定資産税の項第4号中「固有資産等所在市町村交付金及び納付金」を「固有資産等所在市町村交付金」に改め、同条収納の項第1号中「県民税」を「県民税、森林環境税」に、同項第4号中「相談及び統計」を「相談」に改める。

第18条地域振興の項中第6号から第13号までを削り、同項の次に次の1項を加える。

市民活動

- (1) 地域づくり支援事業に関する事。
- (2) 小さな拠点づくり事業に関する事。
- (3) ボランティア活動に関する事。
- (4) 民間非営利団体（NPO）に関する事。
- (5) 地域コミュニティ支援に関する事。
- (6) 出前講座に関する事。
- (7) 広報及び回覧の送致に関する事。
- (8) 地縁団体に関する事。

第19条の見出し及び同条中「高校総体推進室」を「国スポ・全スポ準備室」に改め、同条高校総体推進の項第1号中「高校総体の推進」を「国スポ・全スポの準備」に改め、同項を国スポ・全スポ準備の項とする。

第22条福祉総務の項第17号中「鴨来荘」を削り、同項の次に次の2項を加える。

障がい者福祉

- (1) 身体障がい者福祉に関する事。
- (2) 知的障がい者福祉に関する事。
- (3) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する事。
- (4) 特別児童扶養手当に関する事。
- (5) 特別障害者手当等に関する事。
- (6) 障がい者の日常生活及び社会生活の支援に関する事。

総合支援

- (1) 重層的支援体制の整備に関する事。
- (2) 障がい者及び高齢者の権利擁護に関する事。
- (3) 成年後見制度の利用促進に関する事。

(4) 子ども・若者・ひきこもりの支援に関すること。

第22条総合支援の項を削る。

第24条幼稚園保育の項第5号を削り、同条子育て支援の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 児童手当に関すること。

第29条都市計画の項を次のように改める。

都市計画

(1) 都市計画に関すること。

(2) 景観計画に関すること。

(3) 路外駐車場設置の届出及び指導監督に関すること。

(4) 宅地造成等に関すること。

(5) 土地区画整理事業に関すること。

(6) 土地開発公社に関すること。

(7) 汐彩住宅団地に関すること。

(8) 土地取引の届出に関すること。

(9) 土地等の先買いに関すること。

第29条国県事業推進の項の次に次の1項を加える。

用地

(1) 土地等の取得及び損失補填に関すること。

(2) 法定外公共物の用途廃止に関すること。

(3) 市道及び法定外公共物の境界確認に関すること。

(4) 国土調査に関すること。

(5) 永久標識及び一時標識に関すること。

第31条を削り、第32条を第31条とし、第33条から第38条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。